

**議事日程（一般質問日） 平成30年6月13日 午前9時開議**

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第31号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第32号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第33号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第34号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第35号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第36号 木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第37号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結について
- 日程第 9 報告第 1号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 2号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 3号 平成30年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君

産業課長 平松孝浩君 建設課長 浅野 覚君  
住民課長 山田克己君 福祉健康課長 松本 大君  
税務課長 藤井光利君 教育課長 伊藤正典君

**事務局出席職員**

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤麻美

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤好博君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆さんにおかれましても御出席ありがとうございます。

平成30年第2回定例会は6月8日に開会されまして、本日は一般質問日でございます。この後行われます一般質問並びに議案審議に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

**日程第1 一般質問について**

○議長（伊藤好博君） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 3番議席 加藤 真人 君
- ② 8番議席 中川 和子 君
- ③ 1番議席 鎌田 鷹介 君、以上3名の方々でございます。

一般質問の発言の順番は、定例会初日の議会運営委員長の報告のとおり、受け付け順に発言していただきます。

なお、質問内容は、簡潔、明瞭をお願いいたします。

それでは、初めに、3番議席、加藤真人君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○3番（加藤真人君） 議長、3番、加藤。

○議長（伊藤好博君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 皆さん、おはようございます。

きょうの第2回の定例会において一般質問をさせていただきます。何分にもふなれですもんで、その辺のところはよろしくをお願いいたします。

幼稚園・保育園の周辺の安全対策について質問させていただきます。

本年度4月より、幼稚園、保育園、南部、中部が統合されることになりまして、はや2カ月たちました。それに対しまして、園児数も統合により倍の人数となり、送迎に対する

車両の数も多くなったと思います。それにより、周辺道路の混雑、また、近郊集落における不便もかけているのではないかと考えられます。このことについて、どのような対策をとっていかれるおつもりですか。

また、以前から幼稚園を加え南部保育園の統合の中で、園を取り巻く環境は変わっていないのではないのでしょうか。幼稚園、保育園が今後もこの場所で存続をしていくということならば、当然送迎に関する道路の安全確保、駐車場、主要道路の整備というものをしっかりしていかなきゃいけないかと思いますが、その辺のところ、行政としての考えはどのような考えを持っておられますか。

また、園舎の近くの水路があります。この水路に対して、前回、服部議員が質問されたことと重複する部分があるかと思いますが、現在、安全ポールが設置されています。この安全ポールというのは水路と道路の境を示すというような形のものだと思って、危険予知的なものではないかと思っております。

当然、園に通われる方々は、車の方もみえれば、歩行者、自転車の方もおると思います。そういう観点からいって、今の安全ポール対策では不十分ではないかと思われるんですが、その辺のところをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 3番議席、加藤真人君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） どうも、皆さん、おはようございます。

梅雨の合間というのでしょうか、きょうも朝から大変いいお天気になりました。そうした中、平成30年の第2回の本曾岬町議会定例会が去る6月8日に開会いただきまして、平成30年度の補正予算及び条例の改正案など御審議を願っているところでございます。

本日は一般質問日でございます。議員各位には全員御出席を賜り、まことにありがとうございます。今期定例会には3人の議員の方から通告をいただいておりますので、誠意を持って御答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速、ただいまの3番議席、加藤真人議員の幼稚園・保育園の周辺の安全対策についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

平成30年4月に中部幼稚園・保育園と南部幼稚園・保育園を統合いたしまして、この4月1日現在で合わせて109人の園児が通園をいたしております。このことは、中部幼稚園・保育園時代のピーク時の園児数と同じ程度の人数でございます。昨年の中部幼稚園・保育園の園児数と比較をいたしますと24人ふえておまして、これは3割ほどの増加となるわけでございます。

園児の送迎については、園舎南側の駐車場内を一方通行で走行いただき、安全かつ円滑に送迎する方法で運用をさせていただいているところでございまして、駐車場内及び周辺道路が混雑しないように安全対策を講じているところでございます。実際に職員が現地を

確認いたしましたところ、保護者の方々の御協力により、特に混雑も見られない円滑な運行ができています状況でございます。

園の行事など開催時の駐車場につきましては、隣接地の御協力により駐車場としてお借りができるということになっております。また、園舎周りの環境問題につきましても、園舎西側の町道及び水路につきましては、先ほど議員御質問の中にごございましたように、車両に対する安全対策としての道路の幅が確認しやすいように外側線を設置いたしております。水路側への転落防止のためのラバーポールを設置して、注意喚起を促しているところでございます。

今後においても、当町といたしましては、幼稚園、保育園及び保護者との情報の共有や連携強化を図り、園の運営の充実や送迎時の安全確保など一層整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げ、加藤議員の幼稚園・保育園の周辺の安全対策についての御答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君、よろしいでしょうか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） ただいま町長のほうから安全ポールは現段階の安全対策ということで設置されておるということでございます。

しかし、園児が課外授業とか何かをされた場合に、安全ポールというものは手でさわっても折れるというか、曲がるという状態のものであります。この問題で道路斜面がありまして、水路のほうへ斜めに道路が切っております。当然路肩のほうへ寄れば滑り落ちるといふか、そういうことも考えられるわけです。

子どもというのはやっぱりそういうものに興味を示しますので、どうしても安全ポールでは不十分ではないかと。せめてガードレールまたはネットフェンスというような形のものをとっていただくような考えはないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤好博君） 町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤真人議員の再質問でございますが、授業といいますか、保育の時間帯に園児が外へ出たときに危ないんじゃないかと、そういう、いわゆる園児とか歩行者を念頭に置いた安全対策なのか、車両に対しての安全対策か、そこらによっても当然対応あるいは考え方は違ってくるかと思うんですが、議員御指摘の御質問に対して担当課長のほうから、特に道路の管理上の問題もありますので、建設課長のほうから説明させていただきます。

○建設課長（浅野 覚君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 浅野建設課長。

○建設課長（浅野 覚君） ただいま御質問いただきまして、ラバーポールだけでは不十分ではないかというところがございますが、これにつきまして、保育園用地前の町道加路戸・下和泉線におきましては、水路への転落防止も含めた安全対策について、町としましてもその必要性を十分認識しております。

一方で、現況の道路幅は4メートルと非常に狭く、例えば御指摘のありましたガードレール等を設置いたしますとさらに道路幅が狭くなりますし、また、ドライバーには圧迫感を生じさせるというふうに考えられます。こういったことによりまして、保護者の方が園児を車で送迎される際、不便を感じたり、また、対向車とのすれ違いにおける接触等と、安全面に対する危惧も懸念される状況となっております。

こういったことから、安全性を高める、その方法というか、方策の1つとして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、道路幅、それから路肩を明確に認識できるように、外側線やラバーポールを設置したということです。ただ、議員御指摘のとおり、まだまだ不十分だと、危険ではないかという御意見、お考えももっともでございますし、理解できません。また、よくわかる話であるというふうに考えております。

したがって、引き続き現場の状況を注視するという事は当然のことではございますが、保護者の方々や住民の皆様、また、現場を預かる園関係者の意見も聞きながら、よりよい方法を模索していきたいと、そして、一層の安全性の確保、向上に寄与してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今、担当課長さんのほうから御説明をいただきました。道路幅が4メートルということで狭いということ、ガードレールも真っすぐに立つ方法と、斜めにくの字に曲がったガードレールというものもあると思います。その辺のところもまた考えていただきたいと思います。

もともと、見入・和泉の信号線までの道路というのは農業用道路でありまして、その後、構造改善により整備され、現在、町道に移管されて町道として使われておるわけですが、町道になってからというのか、その周辺道路というのか、見入・和泉線において何ら新しく整備されたという確認もないようなので、今後、このまま園をずっとそこでやっていくということになれば長期展望において、やっぱり道路幅の拡幅とか、そういうこともしっかり念頭に置いて考えていっていただかなきゃいかんのかなというふうに思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 加藤真人議員の再質問の中で、拡張して道路整備をして安全性を

高めるべきではないかと、そういう視点からの御質問だと思いますが、政策的な要素になりますので、私としては、当然そういった道路の状況がある中で、あそこへ中部幼稚園・保育園を移転した時点からあのような状況が続いており、ただ、将来にわたってということになりますと、幼稚園、保育園の行事をこれからやっていくのか、そして、また、もう一つは、私も非常に気になったのは、まちづくりの、1つ、南北基幹道路の整備、随分昔からそういったことを考えてきました。そういったこともまちづくりの1つの中の基幹道路でありながらという観点もあり、全て総合的な政策判断が必要になってくるんじゃないかなと思いますので、議員御指摘の部分については十分協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 眞人議員、ちょっと待ってください。マイクの調子がちょっと悪いような気がする。マイクの入りが悪いようだけど。

〔「入っていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） ここで暫時休憩といたします。マイクの調子が悪いので調べます。

午前 9時17分休憩

午前 9時20分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

加藤議員、どうも失礼しました。続けてお願いします。

加藤眞人議員。

○3番（加藤眞人君） ただいま町長のほうからも、今後の安全対策の方針など、いろいろお聞きさせていただきました。特に和泉・見入線におきましては施設園芸も大変盛んなところで、車の往来もかなり多いところであります。近隣の農家の人にもちょっとお伺いしたのは、送迎時間帯が大体決まっておりますので、その時間帯を外して動くような形をとっておるといようなことでもございました。

そういうことも踏まえて、やっぱりこれから長いことつき合っていかなきゃいけないということを考えた場合、その辺の先の見込みを持ってしっかりと対応をしていただきたいというのと、やっぱり子どもたちの安全、また、送迎される親御さんたちの安全、地域住民の安全ということを考えた中で、道路対策というのをしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 回答、答弁は要りませんね。

じゃ、答弁お願いいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） ありがとうございます。加藤眞人議員の再質問、当然幼稚園、保育園の園児、特に安全な保育、教育と、そして送迎についても、親御さんたち皆さんに御心配をいただいております。そして、また、沿線の、特に農家の人たちにも多分の影響が

ある、迷惑もかけておることも事実だとは思いますが、先ほど再質問の答弁で申し上げましたように、幼稚園、保育園の運営上の観点、それから、もう一つは道路整備の観点、そして、木曾岬町の総合的なまちづくりの検討の中でそういったことも方向性の位置づけをしていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 加藤議員、よろしいでしょうか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 町長の適切な御答弁、ありがとうございました。

これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） 続きまして、8番議席、中川和子君の質問を許します。

それでは、登壇の上、よろしく申し上げます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） おはようございます。

では、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、フッ素を取り巻く現状についてです。

幼児のフッ素塗布については以前、2002年、平成14年にその危険性を指摘したところですが、2015年、平成27年からは、さらにフッ素洗口まで当町では導入をされました。

当町の3歳児健診の経年グラフを見ますと、これは広報に載っておりましたが、フッ素塗布導入前から虫歯は減少傾向にあります。年により多少の増減はありますが、こういう傾向の中でフッ素塗布、さらにはフッ素洗口までする必要があるのかと考えます。フッ素の虫歯予防に関しては、有効である、無効である、安全である、危険であると相反する議論があります。

6月4日から10日までは歯と口の衛生週間ということで、新聞では大人の虫歯対策にまでフッ素の宣伝がされています。しかし、高濃度のフッ素歯磨き、1,450ppm配合のものは6歳未満の子どもへの使用を控えるよう指示されています。フッ素症、いわゆる歯に白や茶色の斑点が出ることがあるからです。また、6歳未満のフッ素洗口をWHOは禁忌しています。

にもかかわらず、日本各地で集団でフッ素塗布・洗口が行われることに対しては、日本弁護士連合会が中止を求める意見書まで出しています。その意見書の趣旨について、少し述べます。

「むし歯予防のために、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等で実施されるフッ素洗口・塗布には、安全性、有効性、必要性・相当性、使用薬剤・安全管理、追跡

調査、環境汚染に関して、さまざまな問題点が認められる。

このような問題点を踏まえると、集団フッ素洗口・塗布の必要性・合理性には重大な疑問があるにもかかわらず、行政等の組織的な推進施策の下、学校等で集団的に実施されている。これによって、個々人の自由な意思決定が阻害され、安全性・有効性、必要性等に関する否定的見解も情報提供されず、プライバシーも保護されないなど、自己決定権、知る権利及びプライバシー権が侵害されており、日本における集団によるフッ素洗口・塗布に関する施策遂行には違法の疑いがある。

よって、当連合会は、医薬品・化学物質に関する予防原則及び基本的人権の尊重の観点から踏まえ、厚生労働省、文部科学省、各地方自治体及び各学校等の長に対し、学校等で集団的に実施されているフッ素洗口・塗布を中止するよう求める。」というのが2011年に出されておりますが、これに対して、文部科学大臣のほうから回答が出されているだけで、厚生労働大臣、環境大臣からは、今までのところ回答はなしという状況があります。

このような状況の中、県では今後フッ素洗口の拡大を図っていこうとしているようですが、町として、集団塗布、集団洗口、フッ素洗口を見直し、これ以上の拡大はするべきではないと考えます。当局の見解を求めます。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの8番議席、中川和子議員のフッ素を取り巻く現状についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

平成4年当時における当町の3歳児健診の虫歯罹患率及び虫歯本数は、桑員管内の市町と比較をいたしますと、管内の罹患率は58%に対しまして当町は74.4%と高く、虫歯本数でも管内の3.08本に対して当町では4.7本と多く、虫歯予防が大きな健康課題でございました。

課題解決に向けまして協議、検討を重ねてまいりまして、幼児たちの健康な歯を守るためには虫歯の状況のみに注目するのではなく、生活習慣の背景となる一人一人の生活環境などを確認する手法が適正であると判断し、平成13年度に3歳児健診の対象者全員にアンケート調査を実施いたしまして、平成14年度から子どものお口の健康づくり事業として、幼児フッ素塗布事業に取り組んでまいりました。

保護者を初めとした地域の方々の努力が実り、平成23年度には1人平均虫歯本数は三重県内で2番目に少ない町となり、虫歯のある子の割合は三重県内で一番少ない町となりました。三重県においては、平成24年3月に施行したみえ歯と口腔の健康づくり条例に基づきまして、平成25年3月にみえ歯と口腔の健康づくり基本計画が策定されました。

その基本計画では、フッ化物洗口を実施する場合には、職員や保護者などがその必要性や具体的な方法、効果、安全性を理解した上で、保護者などの同意のもとに実施すること



が必要であると明記されていることを踏まえまして、当町においては、幼児の歯質を強くし、虫歯予防を目的に、フッ素塗布事業終了後の町立の幼稚園、保育所に通う4歳及び5歳児を対象として、当町の幼児フッ化物洗口実施計画に基づきまして、平成27年度よりフッ化物洗口を実施いたしております。

昨年11月3日には第22回三重県歯科保健大会が開催され、町全体でお口の健康づくりに取り組んでまいりまして歯科保健事業推進の功績が認められ、木曾岬町は三重県歯科保健文化賞を受賞いたしましたところでございます。これも、子どもさんたちから大人の方々までが、歯とお口の健康づくりの努力のおかげではないかと思っております。

議員の言われるとおり、3歳児健診歯科検診結果を見ますと、虫歯は年々減少傾向にあります。4歳以降の幼児たちの家庭環境による健康格差が生じないようにすることも重要な保健活動と捉え、フッ化物洗口を継続的に実施することにより、虫歯予防の成果をさらに上げることができると考えております。

なお、フッ化物洗口を希望されない御家庭の幼児については、フッ化物は使用せず、水でのうがいを実施いたしております。したがって、議員御指摘の侵害には当たるとは考えておりません。

フッ化物洗口による虫歯予防に関して、健康被害などを心配されておりますが、適切な方法で実施することにより、厚生労働省、三重県及び三重県歯科医師会において、安全な虫歯予防法であると推奨しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上のことを申し上げまして、中川議員のフッ素を取り巻く現状についての御質問に対する御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 大変に丁寧に説明していただき、ありがとうございます。

その中で何点か、改めて質問させていただきたいと思っております。

集団で行うことに対して、希望しない御家庭には水でのうがいをされているということで、私もちょっとそこは認識不足だったので申しわけありませんが、もう一度確認をしたいんですけれども、幼稚園、保育園では集団でされているということで、先ほど同意なり説明なりされているという解釈でよろしいですかね。あと、説明と、それから同意と、それからアレルギーの説明などはされていますでしょうか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員の、私が説明の中で一通り説明させていただいたところなんです。今の再質問は、保護者なり関係者にどこまでの説明をしておるかということ

だと思っておりますが、具体的な内容につきましては、担当の福祉健康課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤好博君） それでは、松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほども集団というか、幼稚園、保育園で行っているフッ化物洗口なんです、町のほうでフッ化物洗口の基本計画がありまして、その計画に基づいて保護者説明会を開催しております。その保護者説明会の中で同意をしていただける方に関しましてはフッ化物洗口を行っていくということの説明と、そういう詳細なアレルギー等についても説明のほうはされていると思います。

そちらの中で、された中で、同意をもらってされない方については、先ほど言われたとおり、水でのうがいのぶくぶくという同じような形で、同意をもらえていない方については水でのうがいをされているというような状況でございます。

今回につきましては、同意を得ている方につきましては、4歳、5歳児全て同意を得ているということです、集団でというか、幼稚園、保育園では、フッ化物洗口を今年度も実施したいと考えております。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 今お聞きしたところ、一応4歳、5歳全ての親さんから同意を得られているということでお聞きしたんですけど、フッ素については日本歯科医師会、それから県の条例など、本当に公的機関が予算も立ててやっているの、親御さんにも余り危険性のところが伝わっていないかなというところはあって、そのところはどのように親御さんには、例えばフッ素うがいというのは、量は少なくとも劇薬のフッ化ナトリウムが使用されているということもあって飲み込むと大変なことになってしまう、それもあって4歳からにされてはいるとは思いますが、フッ素うがい・洗口についてのそういうもの、劇薬が含まれているようなことは、説明はされているのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今言われているフッ化物洗口の洗口の方法なんです、三重県及び三重県歯科医師会が作成したむし歯予防のためのフッ化物応用マニュアルに基づいて、フッ化物の洗口を行っております。

園児の場合なんです、洗口液を5から7ミリリットル口に含んで30秒から1分間ぶくぶくうがいをします。洗口液を吐き出した後30分間は飲食及びうがいを避けるようなことで効果が高まると言われています。幼稚園、保育園では、毎日法により0.055%フッ化ナトリウム溶液で行っております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） そこら辺のところは先にお聞きしてわかっているんですけども、同意を得ると言いながら4、5歳の親御さん全てということは、やっぱり危険であるということもお知らせをしないと本当の同意は得られないかと思うんです。ですので、奨励はされていても本当に子どものことを考えたらどうなんだというところで、そういうこともつけ加えていただけないかなというの思います。

それから、まだ決まってははいないと思うんですが、県のほうで小学校のほうにフッ素洗口を拡大していくような動きがあるというのをちょっとお聞きしたんですが、そのことに対して、今後のことですが、教育委員会としてはどう考えてみえますでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 誰が答弁していただけますか。

〔「それならそれでそういう通告をしておいてもらわなあかん」と呼ぶ者あり〕

〔「いや、再質問だったんですよ」と呼ぶ者あり〕

○教育課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（伊藤好博君） それじゃ、教育課長。

○教育課長（伊藤正典君） それでは、中川議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

現行の小学校及び中学校の教育課程において、フッ化物の洗口に要する時間を確保することは現在困難な状況であります。今後につきましては、三重県内の市町の動向を見据えながら、検討をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 市町の動向というより、私は、もちろん同意をとられることは前提ですが、やっぱり危険性もきちんと示していただいて、それから同意をとっていただく、フッ素洗口のこれ以上の拡大はしていくべきではないと考えます。

それから、3歳児健診の結果ですので、先ほど町長が4歳以降の健康格差を生じさせないためにもフッ素洗口をやっていくということを言われましたけど、ことし1月、県内の子どもの虫歯のある割合が過去最低になりましたが、全国平均を上回るという調査結果がありました。

県教委は予防意識の弱さがあるとその理由を語っていますが、果たしてそうなのかなという思いがあります。なぜなら原因は、三重県は子ども医療費の窓口無料化をしていない

数少ない県です。内科の治療ですとか外科の治療に比べて、歯科治療は後回しか放置されると以前から聞いたことがあります。WHOでも危険だと言われているものをやるよりも、子どもの窓口無料化に取り組んでいくほうが真に子どものためになると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君に申し上げます。

通告内容から少し問題範囲が外れているように思いますが、答弁は要りますか。

○8番（中川和子君） はい。

○議長（伊藤好博君） 町長、答弁、お願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員、それぞれ考え方が違いがあるというのかもしれませんが、私ども公ですので、当然教育関係もそうでしょうけれども、医療の分野においても、先ほども申しましたように厚生労働省や、あるいはまた三重県の歯科医師会ですか、そういったところでも推奨しておると、その前段として先ほど申しましたように、それぞれの注意事項を皆さん方に御理解いただいた上で同意をいただく、幼児にフッ化物洗口を実施しておるということでございますので、基本的には、私は今の進め方で間違いはないだろうと思っておりますし、将来的には、それは医学界でどういった見解が出てくるかわかりませんが、それはそれで国のほうで当然示されるわけですから、それに沿って県あるいは市町は対応を考えていくべきではないかなと、そんなふうに思っておりますし、先ほど議員御指摘の歯科医療の観点と、もう一つは、医療費の無償化のことをおっしゃられましたけれども、予防と治療と申しますか、それとはやはり基本的に違いますので、予防という観点からお考えをいただければと思っております。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 私が予防の観点から町長に意見を申し上げるということですか。違いますよね。

先ほども最初のところで言いましたけど、フッ素については本当にいろいろ正反対の意見があって、どうしてもフッ素は有効であるというような意見が多勢を占めているので各自治体で奨励してやっているところもあるんですが、フッ素は無効である、返って有害である、それから、本当に虫歯予防にはなっていないというような研究成果もあるので、そのところを踏まえて、子どもの最善の利益とは何かというところで今後考えていきたいと思っております。

では、国民健康保険の県単位化に伴っての質問をさせていただきます。

今年度から国民健康保険の財政運営が県に移され、各市町は県が示す標準保険料率に従

い、ただし、県はあくまでも目安であり、決めるのは市町としていますが、納付金を納めることとなります。当町の方針としましては、料率は据え置きたいということをお聞きしていますが、全体の所得も減っている中、実際には負担増になるのではないかと危惧されるところです。ちなみに、県が示している標準保険料は、県内1位です。

当町では、今まで法定外繰り入れ、基金の取り崩しで保険料の負担増を抑え、また、分納相談に応じた上で資格証明書、済みません、これ、証明書の「書」が抜けていますので、よろしくをお願いします。資格証明書を発行しないなど、住民に身近な存在だからこそできる対応をしてきました。県単位化されてもこのような地方自治の精神を生かした国民健康保険事業の運営は可能であると考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、中川議員2点目の国民健康保険の県単位化に伴っての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

今年度から国民健康保険の広域化により県単位で国保財政の一元化が図られ、県が財政運営の責任主体となります。これにより、規模が小さくて財政運営が不安定だった小規模の市町の財政は従来と比べ大きく安定してまいりますので、安心して保険事業を行うことができると考えております。また、市町は保険料相当分の国保事業費納付金を県に納め、県はこれを財源に国の補助金などとあわせて各市町に対し、保険給付に必要な費用を全額県交付金として交付する制度に変わりました。

国保事業費納付金につきましては、各市町の医療費水準や所得水準により算定されますが、制度が変わることにより増額となる場合には激変緩和措置として、国や県の支援により財源補填がされることとなっております。

当町においてもこの激変緩和措置を受け、前年度並みの保険料に相当する国保事業費納付金となっております。この納付金を納めるため、県の示す標準保険料率などを参考に各市町は保険料率を設定することとなっております。

当町の今年度の保険料率につきましては、今月の21日に開催される国保運営協議会に諮り決定されることとなっておりますが、納付金が前年度の保険料並みであることから、現状の保険料率を軸に一般会計からの繰入金や基金からの繰入金を考慮しながら、適切な保険料率の設定を考えてまいりたいと考えております。

また、国保の広域化は主に財政運営面での制度改正でございまして、町は今までどおり、保険給付の受付や申請の窓口業務、あるいは保険料の納付相談、保険証の発行などの資格管理を行います。加入者の皆様にとって身近な対応で行ってまいります。

今後とも、保険料の増額を抑えるために疾病予防や健康増進事業を推進するなど、できる限り加入者の皆様の御負担が増加しないよう事業運営を図ってまいりたいと考えており

ますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、中川議員の国民健康保険の県単位化に伴っての質問に対する御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 国民健康保険の財政運営が県に移るということで、財政運営に対しては、うちは規模が小さいので安心した財政運営がなされていくというような御答弁をいただきましたが、収納率がだんだん下がってきているわけですね。

〔「収納」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 収納率ですね。

〔「就労やなしに収納」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 収納率、収納率がだんだん下がってきていまして、これに関して、昨年10月から12月にかけて県の国保の収納アドバイザーの方に対応していただいて収納率向上を目指すと言われていましたが、まず、その結果はどのようになりましたでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 通告外の質問じゃない。保険料です。収納率って……。

○8番（中川和子君） 保険料とかかわってくるもので。

〔「収納アドバイザーとの」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 去年の話ですけどね。

〔「だから、収納アドバイザーとの会合の中で」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） いや、質問の範囲外ではありませんか。

○8番（中川和子君） かかわってくることだと思いますが。だから、質問したんです。

○議長（伊藤好博君） その後の質問を続けてください。

○8番（中川和子君） まずこの結果を、どうなりましたかというのの回答をいただかないと。

○議長（伊藤好博君） だから、何がその次にあるか、その結果を言ってください。

○8番（中川和子君） じゃ、ちょっと質問を変えますが、回答をいただけないようですので。

今まで当町は保険料を4方式で集めておりましたが、県の運営指針によると3方式に変えるということで、資産割がなくなって所得割と均等割と平等割になってくるわけですが、県の資料によりますと、所得割で今の所得割よりかなり上がりますし、均等割、平等割は下がるんですが、これが応能割、応益割の割合が今までとでどのように変わってくるのか、教えてください。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長、答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員の再質問でございますが、具体的な内容でございますので、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 御質問を受けました3方式の話でございますけど、県は3方式にしたいと言っておるわけじゃなくて、方式を決めるのは市町村ということです。3方式で標準保険料率が発表されているのは三重県下で3方式が多いということで、市町の数でいうと4方式が多いんですけど、被保険者でいうと7割ぐらいが3方式を使っております。ですので、3方式で公表されているということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

応能割、応益割については、国民健康保険法等で決まっておりますが、50%、50%相当分ということで決まっておりますので、それで全国的に算定されておることでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） ですので、県が示している3方式ではなくて、4方式でうちはやっていくということですか。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） はい。うちの国民健康保険条例で4方式になっておりますので、現在はそのような方式でやっていくということになっております。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） では、4方式でやっていくとして、応能割、応益割の関係ですが、昨年、平成17年度は、約ですが53%と47%とあって、応能割が多少多かったですけど、50%、50%というのは国からずっと示されているわけですけども、今のところ、限りなく50%、50%に近づけていくという感じになりますか。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 原則は50%、50%相当ということですので、保険料率をこの何年間変えてきていませんので、ですので多少は前後する場合がありますが、原則は

50%、50%ということで、これが余り変わるようなことであれば保険料率も変えていけないということになりますので、その辺で御理解いただきたいと思います。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 4方式でする場合、うちは応益負担の均等割と、それから平等割が県内でも今のところ一番高い金額になっています。それから、先ほど申し上げたように、県が示している標準保険料も県内で今のところ一番高い保険料になっています。

先ほど収納率のことを言いましたが、収納率がだんだん下がってきている中で、払える保険料にしていかないと本当にどんどん滞納がふえていく一方だと思います。今でも一部の政令都市よりも高い保険料になっています。国民健康保険は他の保険と比べても所得に占める割合が大変多くなっています。せめて所得の10%以内に抑えることはできないかと考えます。

そこで提案なんですけど、子育て支援策の一環として、子どもの均等割の部分の減額なり減免制度の創設はできないでしょうか。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 御質問されています子育て支援の関係でございますけど、国民健康保険は全国の国民健康保険法によって、その決まりによって運営させていただいておりますので、その辺で全国的なそのような改正があればうちのほうも改正させていただきたいとは思っておりますが、今のところそのようなところはございませんので、今後の全国の状況を見て対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 全国的にはそのようなところはないということでしたが、ぼちぼち子どもの均等割を減免なり減額しているところがありますので、全国で一斉にというのは多分無理だと思いますが、その自治体自治体でできることでやっていくということで、当町でもできるのではないかと考えて提案をさせていただきました。

県に財政運営が移るわけで、県が示した納付金をどうしても納めなければならないとなると、今は激変緩和措置があって保険料は抑えられているわけですけど、年度ごとに変わっていくこともあって、このままでいくと本当にどんどん保険料は上がる一方だと思いますので、その手立てのところをどう考えてみえますか。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。



○住民課長（山田克己君） 県の広域化によって財政支援を激変緩和措置というので国、県からいただいております。これは6年間続きますので、今後6年間はこの広域化によって保険料は、その分はふえることはないということで考えておりますが、その後も県はその後の対応を考えていくということですので、そのようなことを聞いておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤好博君） よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） では、先ほどの昨年の10月か12月にかけて県のアドバイザーの方に来ていただいて、滞納を減らすというか、収納率の向上を目指すために滞納関係のことをするとされていましたが、それはどのような結果になりましたか。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 平成29年度、前年度、収納アドバイザーさんを国保連合会から招いて3回指導をしていただきました。滞納整理についていろいろノウハウを教えていただきまして、差し押さえ関係とか、そのようなことをさせていただきました。

その結果、平成28年度の収納率は90.7%だったと思いますけど、それが92%台に上がっているところでございますが、まだ決算前ですので正式に発表はできませんが、上がってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 中川君、残り時間が少なくなりましたので、よろしく。

○8番（中川和子君） わかっています。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 収納アドバイザーの方に来ていただいて、差し押さえもやったということですよ。払えるのに払わない方もみえるかもしれませんが、やっぱり払えない方が本当に払える保険料にしていくにはどうしたらいいのかということを考えていくべきだと思います。国はずっと国が出すべき公的負担を減らしています。今後、今までは町が法定外繰り入れ、それは基金の取り崩しを行っていましたが、それもやるなということだと、本当に社会保障としての国民健康保険ではなくなってしまいます。

最後にお聞きしますが、今年度の国保料、途中でもし医療費がふえるようなことがあれば、法定外繰り入れなどをされる予定はあるでしょうか。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 中川議員御指摘でございますが、社会保障制度の中で国民健康保

険、どのような形でこれから進めていくのが適切かということでございますが、基本的にはお互いに支え合うというのが基本ですけれども、国民健康保険だけが保険事業全てじゃないんですから、それ以外の被保険者の方々の御負担も念頭に置いて考えていく必要があるのではないかなと、そんなふうに、基本的にそう思っております。

したがって、これからの私ども市町にとりましても重要な課題でございますけれども、国、社会にとって大きな課題であり、これからの議論の成り行きを見ていきたいと、社会保障制度の中での議論を見詰めていきたいと思っております。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、町長の御答弁で、相互扶助ではなくて社会保障という言葉をお聞きしましたので、本当に国民健康保険は社会保障制度です。昔と比べて非正規の方や無職の方が入っている非常に脆弱な基盤なので、国に対してももっと前の負担に戻せということを町からも要望していただきたいし、町でも医療費がふえたときは法定外繰り入れなどをして払える保険料にして、滞納を少しでも減らしていただきたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 先ほど差し押さえをしたんですねということがありましたけど、ちょっと自分の言葉足らずで、差し押さえというアドバイスを受けて、差し押さえの手前まで行って収納があったということです。差し押さえはしておりませんので、申しわけないです、訂正させていただきます。

○議長（伊藤好博君） 続きまして、1番議席、鎌田鷹介君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○1番（鎌田鷹介君） 議長、1番。

○議長（伊藤好博君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 改めまして、皆様、おはようございます。

1番議席の鎌田鷹介でございます。事前に提出した通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

本町におけるデマンド交通の導入についてですが、高齢社会、人口減少社会に突入しつつある現在、地域の生活交通の問題は各地において大きな関心事であり、とりわけ地方においては生活に必要な施設の立地が希薄であり、移動を伴わない限り生活が維持できなくなりつつあるからです。

ところが、多くの方が移動をマイカーに依存する社会にあって、公共交通は存続が厳しい状態に陥り、現在、バスや鉄道などの集約輸送を主とする公共交通機関は撤退が進む状

況にあるため、マイカーを使えない、あるいは今後使えなくなる高齢の方を初めとする移動手段が危機に瀕しております。

こうした中、従来の定時・定路線型のバス交通では限界を超えてしまった小規模需要に対して、1つの答えを出しつつあるのがデマンド交通です。デマンドとは、オンデマンドの略で、需要に対応するという意味どおり、利用者の予約した形で運行する乗り合いの交通手段で、バスとタクシーの中間的なところにその機能が位置し、将来に向け多くの可能性を秘めた交通システムです。

本町におきましては、地域における公共交通機関として自主運行バスを平成19年4月より導入、平成24年からは源緑見入線を運行開始するなど、町民の方々が利用しやすい公共交通を目指し、日々取り組みを進めていただいておりますが、全国的に高齢化が進む中、本町においても65歳以上の人口が平成27年国勢調査では1,919名となっており、高齢化率30.2%と三重県全体の高齢化率27.9%を上回る水準となっております。

今後、高齢化率は、7年後には35%近くまで上昇することが見込まれており、そうなりますとますます公共交通の需要が高まり、そして、より利便性の向上が求められることとなります。このデマンド交通の導入については、交通空白地の解消、地域の活性化、利便性の向上、高齢の方の外出を促す支援、公共交通の経費削減などの目的で導入している自治体が数多くあります。

本町におきましても、交通空白地にお住いの方から、病院や買い物へ行けない、町のイベントに参加したくてもできないなどの声を耳にしますが、交通空白地の現状をどのように把握しているのか、お聞きいたします。

2点目に、自主運行バスは路線や停留所をふやしても全ての町民の方のニーズを満たすことは不可能であり、今後は自主運行バスを存続させつつ、交通空白地に住まわれている方や高齢の方、現在バスの構造上乗車できない車椅子の方の移動手段にデマンド交通を取り入れていくべきだと強く思いますが、町としてはどのようなお考えか、お聞きいたします。

○議長（伊藤好博君） 1番議席、鎌田鷹介君の質問に対し、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの1番議席、鎌田鷹介議員のデマンド交通の導入についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

初めに、交通空白地の現状把握についてでございますが、当町の自主運行バスは町内を走る民間の交通機関がなくなりまして、町全域が公共交通の空白地となったことから、町民の皆様の不便を解消することを目的に、町が事業主体となって運行を始めた路線バスでございます。

平成19年の試行運行から現在に至るまで、多くの町民の皆様から貴重な御意見をいただきながら、運行ルートやダイヤなどの検討改善を積み重ねつつ、利用客が年々ふえてまいりましたので、さらに増車や新たな運行路線について、地域公共交通会議や協議会で議論を賜り、当初の中央線1路線から、現在の中央線と源緑見入線の2路線として安定的な事業運営が展開できるようになってまいりました。本年2月に開催されました地域公共交通会議においても、当面の間は現状の2路線で運行を継続していくとの方針決定をいただいたところでございます。

したがって、議員御質問の当町における交通空白地の現状については、現路線のバス停から離れている地域はあるものの、交通空白地として位置づけられる地区はないものと基本的に考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御指摘の高齢者や車椅子の方の移動手段についてでございますが、現在、当町においては自主運行バス以外に高齢者に特化した交通手段は特にございませんが、一定の基準を満たした介護認定者や障がい者の方には公共交通機関の利用が特に困難であることから、通院、通所やお買い物などの外出支援として、木曾岬町社会福祉協議会が実施しております福祉有償運送がございます。この事業に対して、本町では補助を行っているところでございます。対象者の中で、利用を御希望されることがありましたら、木曾岬町の社会福祉協議会に御相談をいただければと考えているところでございます。

当町においては、交通手段として自主運行バスの重要性は高く、今後とも公共交通機関についてさらに研究、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、以上のことを申し上げまして、鎌田議員のデマンド交通の導入についての御質問に対しての御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 鎌田議員、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田君。

○1番（鎌田鷹介君） 今の町長の御答弁なんですけれども、交通空白地帯はないのでデマンド交通は今後考える予定はないということですのでよろしいんでしょうか、お聞きいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 基本的に交通空白地域はないという考え方に立っておりますのも、先ほど申しましたように、公共交通会議の中でもそういった御議論を踏まえて、今の現状でいこうという確認をいただいております。それを踏まえて考えておるわけでございまして、空白地というのはどれだけの距離とどれだけの時間をもって空白地となすかということにもなってきますけれども、基本的に木曾岬町の地理的な状況を見ますと、必要最小限の範囲にあるのかなと、そんなふうに考えております。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田君。

○1番（鎌田鷹介君） 今回、住民の方に結構意見を伺ったんですけど、交通の確保や要望や意見の中で、車の運転ができていたときは多少不便なところに住んでいても困らないが、年をとって車を手放すことになると生活ができないので運転免許証を返納したいができないなど、特に高齢の方からの声を多く耳にします。全国的に高齢者が第一当事者になる死亡事故が増加の一途をたどっており、特に70歳以上の運転死亡事故の割合が年々増加傾向にあることも大きな要因であるんですけれども、自治体として、高齢の方の交通手段を確保し、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりをすることが重要な取り組みとなってくると思うんですけれども、本町では、自主返納をされた方がどれくらいみえるのか、最後にお聞きいたします。

○議長（伊藤好博君） 質問範囲外ですが……。

○1番（鎌田鷹介君） 範囲内になります。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 免許証を返還された方はということですね。

それについてはちょっと具体的な数字を持ち合わせておりません。必要であればまた後ほどというのか、改めて報告をさせていただくということで御理解いただければでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田君。

○1番（鎌田鷹介君） 今回、自主運行バスとデマンド交通の共存を考えたときに、利用度が高く採算性のよい時間帯の自主運行バスを存続させて、デマンド交通で補っていく方法が現実的だと思いますが、平成29年度の自主運行バスの中央線運行便数は32本で年間9万9,054名、源緑見入線では運行便数14本で年間2万8,036名に御利用いただいております。私自身も乗車することがあり、平日の出勤・通学時間帯は大変多くの利用がありますが、そのほかの時間帯では乗降は少なく、中には乗客は私1人だけという状況もあり、特に源緑見入線の1日の利用者は約84名ですが、1日の時間帯による利用人数の推移については平均的にどのようになっているのか、お聞きいたします。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 御質問の乗車人数について、正確な数字というのは把握はしてはおりませんが、大枠でいいますと通勤、通学、そして帰りの時間帯ですか、朝夕の時間帯は、源緑見入線、中央線ともほぼ満車状態で移動していると。しかしながら、

その時間帯を外れますと、議員御指摘のとおり、空車の状態で走っている時間帯もあるというふうには確認はしております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 鎌田議員、よろしいでしょうか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 冒頭でも申し上げましたが、本町の高齢化率は高く、今後はより一層デマンド交通に対する必要性が大きくなってくると思います。導入するには個々のニーズに対する利便性をどこまで追求するかなど議論すべき課題はありますが、安住化への重要な取り組みだと思っておりますので、ぜひ検討していただきますようお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 鎌田議員の再質問、ありがとうございました。

当初の本答弁でも申し上げましたが、当然御指摘のように高齢化も進んでまいります。免許を返納される方もふえてまいります。そして、何よりこの木曾岬町の公共交通機関の現状を考えたり、また、生活実態、通勤通学、そういった実態を考えたときに、やはり公共的な交通機関を充実する必要があると、それは御指摘のように、そういった声も私ども直接いろんな機会を捉えて、御指摘のような要望やら御意見もいただいておりますので、これからのまちづくりの大きな政策テーマだと思っておりますので、そういった公共機関のことについては私どもとしても真剣に、先ほど本答弁で申しましたように、研究、検討を重ねていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、また真剣な議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。これにて一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午前10時21分休憩

午前10時36分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

日程第2 議案第31号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第1号)  
について

日程第3 議案第32号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第33号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 3 4 号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 5 号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 6 号 木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 7 号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結について

○議長（伊藤好博君） これより議事に入ります。

日程第 2、議案第 3 1 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）についてから日程第 8、議案第 3 7 号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結についてまでの 7 議案を一括上程し、これを議題いたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたします。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ただいま議題としました議案につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明が行われておりますので、これより議案の質疑に入ります。なお、質疑の回数は、会議規則第 5 5 条の規定により、1 議題につき 1 議員 3 回までとなっておりますので、御承知お祈りいたします。

最初に、議案第 3 1 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

質疑はございませんか。

○ 8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○議長（伊藤好博君） 8 番議席、中川君。

○ 8 番（中川和子君） 1 2 ページの歳出のところですが、総務管理費のところでお伺いをしたいと思います。

工事請負費のところ、福祉教育センターの外づけ階段、これはどこになるのか。それから、タイケン山の修繕とありますが、もう少し具体的に内容を教えていただきたい、それから、外づけとタイケン山の金額をそれぞれ示していただきたい。工事請負費のところをお願いします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 御質問いただきました財産管理費の工事請負費 6 6 5 万

円の補正の内容についてなんですが、説明させていただきましたように、このたびの補正金額につきましては、福祉教育センターへの屋外への外づけ階段の設置工事とタイケン山のトタン塀の修繕というお話をしました。

まず、外づけ階段の設置の目的でございますが、町民ホールの建設に伴いまして、旧の庁舎の屋上に設置がしてございました防災無線の受信施設、これを建設の際に福祉教育センターの屋上に移設を行いました。したがって、この受信施設の定期点検が必要でございますが、ここに今現在上がる手段がはしごを使うような手段しかございません。

したがって、屋上へ上がる手段を確保しなければならないのが急務でございますので、現在の議場までに上がる避難階段がございますけれども、議場の裏から下までおける階段がございますが、この階段を利用させてもらいながら、2階部分から屋上まで上がるまでの外づけ階段を設置しようというものでございます。

したがって、屋上階段を設置することによりまして、目的であります防災無線受信施設の点検が容易に可能になるということと含めて、それよりも屋上へ上がる施設ができることによって、福祉教育センター並びに議会棟の屋上に一時避難所としての利用が可能となるということも併用がございますので、面積が合わせますと、ソーラーシステムの基礎部分を除きますと約920平米ほどございます。したがって、1平米1人と換算すれば、今の屋上に920人の収容人数がさらに確保できるということもございますので、このことも踏まえまして、このたびの屋外階段の設置を施行するものでございます。この施行につきましては、概算事業費で現在の中で567万8,000円を見込んでおります。

次に、もう一個ございましたタイケン山のトタン塀の設置、昨年に襲来した台風21号におきまして、現在のストックヤードとしております通称タイケン山、ここのトタン塀が風によって吹き飛ばされてしまって、今、外からも出入りが可能なような状況になっております。ここの修繕を行うということで、あわせてガルバトタン塀によって約56メートル、高さ1メートル80の56メートルの復旧を行うものでございまして、この費用が概算で97万2,000円、合わせまして665万円の補正予算をこのたびお願いするものでございます。

そして、積立金はよかったですか。わかりました。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 4月から副町長が誕生して副町長室もでき上がったところですが、副町長室に副町長が入られてから、そこに備えられている備品とか、それから、今度出窓の設置をされるということを知ったんですが、それらの費用はちょっと覚えが、申しわけ



ないんですが、当初予算に入っていたのか、今回補正予算に上がらなくていいのか、ちょっとそこを確認したいんですけど。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 副町長室の先ほど指摘のございました窓のウインド一部分につきましては、既存の既決予算の中でこれをさせていただいております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんですか。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 12ページ、総務管理費の中の委託料ですけれども、庁舎の植栽の関係を修繕したいというようなことを言われていたんですが、76万7,000円と比較的高額かなというふうに思うんですけど、どのような内容のことをやられるのか、お聞きしたいと思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） このたび補正予算で計上しました委託料の76万7,000円、説明の中で庁舎の外構部分である低木の樹木の管理という説明をさせていただきましたが、この詳細につきましては、新しくこの外構工事で設置をいたしました庁舎の玄関前、そして福祉センターの前、そして町民ホールの東側等々に、ツツジ等が植えてあります低木の花壇があると思います。面積にいたしまして約350平米ほどあるんですが、ここのツツジの低木管理については、当初予算に計上しておりませんでしたものですから、この管理の年間管理費、いわゆる剪定、そして施肥、そしてかん水、そして定期的な維持、痛んだ部分についての交換等を捉まえて、年間の維持管理経費として計上したものと、あわせて説明では不足しておりましたが、藤棚等の既存の部分についても樹木の剪定費が当初予算から漏れておりましたので、その分、合わせまして76万7,000円を計上したものでございます。

以上です。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） そうすると、これはあくまで年間経費というふうで、来年からは当初予算で上がってくるものというふうに考えてよろしいでしょうか。

今、だんだん木が枯れているとかそういう話もありましたけど、植えかえとか、そういうような意味合いではなくて、あくまで手入れのための管理委託料というふうに考えたらよろしいですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 低木部分の管理については、新たにツツジを植樹したわけですが、ツツジの管理方法について、専門の造園屋さんのほうから管理方法を確認させてもらいました。

したがって、どこの部分の樹木でもそうなのですが、やっぱり根づくまで、定着するまでの間は小まめなかん水であつたりとか施肥、または追肥ということが必要であるということ踏まえながら、聞いた中でこの予算を、それは必要であるとして計上したものです。

来年以降に関しましては、当面この維持管理についてはやはり育つまではということをおっしゃっておりますので、3年ぐらいは継続しながら見ていく必要があります。さらに、この後の3年ぐらいては根が定着した段階で、それ以後の管理については管理方法を考えていくということなのですが、現在、かん水についても委託業務の中で、暑い日なんかは必要であるというふうに考えておりますけれども、このことにつきましては、今後、かん水のこういった人的な手法ではなしにかん水器等についても、散水方法ということも一度検討の視野に入れながら、来年度以降、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第32号、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第33号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回、4月1日施行のものと8月1日施行のものに分かれているわけなんですけど、まず、4月1日施行で適用のものについて、合計所得金額の変更というか、中身がいろいろ変わってくるということで、保険料率第6段階の方のところを示されているわけなんですけど、合計所得金額は課税されている方全部にかかってくることだと思うんですけど、なぜ第6号の変更だけなのかということをお聞きしたいのと、それから、第1条関係で、第16条の第1号を削って被保険者だけになりましたが、説明では第2号者が増加をしたというような説明を受けたと思うんですが、それと第1号を削った関係をお聞きしたいのと、それから、第2条のほうは8月から施行するというので、この中では条例が変わりましたということの説明でしたのですが、具体的に8月からどのように変わっていくのかを説明願いたいと思います。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今の内容の御質問なんですけれども、まず、第6号についてなんですけど、2ページのほうを見ていただければよろしいでしょうか。

2ページのところに租税特別措置法ということで下線の引いた部分があるんですけど、この一番下のところに、以下、この項において同じという、ここの表現が書いてあります。ですので、以下、この項について同じということは、地方税法の関係ということ、租税特別措置法、この内容は、6号以降においても同じように特別控除がされるというような意味合いですので、御理解いただきたいと思います。

それから、3ページのほうの第16条の被保険者の第1号が削除されるという内容でございます。こちらにつきましては、まず、第1号被保険者というのは65歳以上の方でありまして、第2号被保険者というのは40歳から64歳の方でございます。第2号被保険者につきましては、国が政令で定めた特定疾病が原因で身体上、あるいは精神上、介護や支援が必要となった方でありまして、その方も今は40から64歳までの第2号被保険者の方が介護保険のサービスを利用する方がふえましたので、そういう方たちの配偶者や世帯主の所得をサービスの利用に当たって把握する必要性が増してきているということの理由で、第1号被保険者も第2号被保険者も両方の被保険者という意味で、第1号を特定せずに削除することで、第1号、第2号、両方の被保険者という意味合いで今回削除するという内容でございます。

今度は4ページの令第38条第4項のところ、令第22条の2の第2項に規定が変わるということなんですけど、これは上位の介護保険施行令が平成30年の8月1日で施行されまして、今まで介護保険施行令の第38条の第4項に記載されていた内容が削除されまして、介護保険施行令の第22条の2の第2項のほうに、削除された内容がこちらの

ほうに移行するという形ですので、8月1日で改正される内容を今回改正するという  
ことで御理解いただきたいと思います。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 説明はわかったんですが、今3つ目の質問のところですが、第3  
8条第4項を削って、第22条の第2項ということが出てきたんですが、内容を具体的に  
ちょっと教えていただきたいんですが、どういう変更なのかということ。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） この介護保険施行令第22条の2の第2項の内容なん  
ですけども、こちらにつきましては、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得及び短期  
譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額について、内容が書かれていることござい  
ます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございますか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったのか、そういう具体的  
なことではなくて、結局8月施行のものがどうなるかというのを聞いたかったんですが、  
昨年、介護保険法が改正をされた中で利用料の問題が出てきているんですが、2割負担  
の方が8月から、現役並み所得の方に限って利用者負担が3割負担になるということが出て  
くるわけですけども、それに関する条例改正とは関係しませんか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回の条例改正については、介護保険施行令については、  
その内容とはちょっと異なることございます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第34号、木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回は認知症に関する施策の総合的な推進等が改正されたことと  
いうことで、2ページのほうに、法第5条の2のところは3項立てになったのでというこ  
とで、区別するために第1項を規定するということでしたが、その第1項に関して具体的  
に、手短でいいですので、教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今の御質問の法第5条の2の内容ですけれども、この内  
容は、認知症に関する施策の総合的な推進等について、「国及び地方公共団体は、認知症  
に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認  
知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない」と規定しております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第35号、木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回の改正については、平成29年に地方からの意見があって、  
それに伴って閣議決定されたものであるということを伺ったんですが、地方からの意見と  
は一体どこから出たのかということと、それから、今回10号を新設するわけですが、9  
号とのバランスをとったとありますが、どのようなバランスのとられ方なのかがちょっと  
よくわからないので教えていただきたいのと、それから、新設される10条のところす  
が、5年以上というのはいつが基準になっているのか、それから、町長が適当と認めた者  
の適当の基準について教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、どのような地方という意味合いということな  
んですが、こちらの地方という意味合いは、地方分権提案募集で放課後児童クラブの勤務  
経験は豊かだが、高校を卒業していないために放課後児童支援員になれない方がいるため、

放課後児童支援員の資格要件を拡大すべきではないかという御提案を踏まえて改正するものであり、放課後児童クラブに長年勤務しているが、現行の資格要件を満たさない方を想定し、加えるものでございます。

まず、なぜ5年以上の実務経験かという内容につきましては、放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で実践や運営に責任を持たれる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験が必要と考えており、5年以上の実務経験を要しております。また、同項の第9号の高等学校卒業者などについて、2年以上の実務経験を求めていることとのバランスも、先ほど言われたとおり、考慮しております。

先ほど町長が適当と認めた者という内容についてなんですが、5年以上の実務経験を認められる者か、また、その勤務姿勢等が適当であったかという点について、判断することを考えております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑はございませんか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 地方分権の関係だということですが、確かに中卒でこういう仕事につかれています方がいるかもしれませんが、今、国のほうは、学童の職員配置については地方分権という形で規制緩和をしていこうという動きがあります。地方からの声ということなんですけれども、この声は全国学童保育連絡協議会からの声ではないと思いますが、そこはいかがでしょうか。

それから、町長の認める基準のところ、その方の姿勢なんかを見て判断をするとは言いますが、日常業務は町長は見ているじゃないわけで、何を基準にするのかということをもう少しはっきりしていただきたいと思うんですが。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほども地方分権提案募集という内容は、学童保育からの御意見というようなことはちょっと確認はとれていませんので、そのあたりは地方分権提案募集での今回の改正を想定しているということで御理解いただきたいと思います。

また、町長が適当と認めた者ということにつきましては、5年以上の実務経験と、その勤務体制等が適当というところを具体的ということですが、このことについては、具体的に勤務姿勢等の適当という部分については、また検討していく必要があると思っております。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） そこそこのやり方があるとは思いますが、例えば事業所のほうからの推薦とか、そういうようなものも今後は検討されるのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回の実務経験の対象となる事業という内容が、放課後児童の健全育成事業に絞っています。そういう中で、放課後児童の支援員の認定資格というのは、放課後児童クラブで働く職員の中で実践や運営に責任を持たれる職務につくことが想定されている資格であることから、今回一定以上の実務経験を求めるということで、放課後児童クラブでの経験を求めたものでございます。

ですので、事業所からの推薦ということになりますと、またちょっとそのあたりも確認する必要があるかなと思いますので、また検討のほうをさせていただきたいと思います。

〔「済みません、訂正、いいですか、議長、訂正」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 訂正。

〔「訂正というか、事業所の捉え方が違ってみえたのでちょっと言っておきたいんですけど、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑の訂正ですか。

中川和子君。

○8番（中川和子君） 訂正というか、事業所というのは学童保育の事業所のことですので、済みません、ちょっととり方が違っていました。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第36号、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 条例の新旧対照表ですが、それぞれ上がっているんですが、現行は班長と団員が金額が違うわけですが、改正案では班長と団員が同額となっていますが、この理由について教えてください。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 消防団のほうに確認をさせていただきまして、現状の班長と団員の役割の違いというものを見たときに、以前までは班長が各団員のほうに電話連絡をするというような班長特有の業務があったわけですが、現在、こういったインターネット等が進む中で、班長がそういった連絡網を回すことがなく、団員との仕事の区分けが余りはっきりしないというような声をお聞きしましたので、今回同額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第37号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結についてを審議いたします。

質疑があります方は御発言ください。

○1番（鎌田鷹介君） 議長、1番。

○議長（伊藤好博君） 1番議席、鎌田議員、どうぞ。

○1番（鎌田鷹介君） 記載の中に契約の方法が書かれていないんですけれども、これは更新の場合だと書かんでいいんでしょうか、お聞きいたします。

○建設課長（浅野 覚君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 浅野建設課長。

○建設課長（浅野 覚君） 契約の方法がないという御指摘でございますが、今回、協定というふうになっていますので、協定イコール、いわゆる随意契約という扱いで解釈しておりますので、そのように考えていただければ結構かと思えます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今の質問にも関連するんですが、以前は下水道事業団と、出てくるときにもう既に随意契約についてというような議案で出てきたと思うんですが、その間とというか、いろいろ年数がたって変わったのか、今回なぜ随意契約についてではなくて、委託協定の締結についてになったのかというのを再度お聞きしたいのと、今回、電気設備工事ということで、そもそもから日本下水道事業団に工事をしていただいているので今回のも日本下水道事業団にということなんですが、全体の中ではちょっとよくわからないので申しわけないんですが、電気設備工事自体そんなに特殊なものなのか、日本下水道事業団に託すほど特殊なものなのかということをお聞きしたいのと、結局下水道事業団が建設



業者と工事請負契約を結ぶので、1つ間に日本下水道事業団が入ることによってそこに中間マージンが入ると思うんですけども、そのあたりの割合はどうなっていますでしょうか。

○建設課長（浅野 覚君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 浅野建設課長。

○建設課長（浅野 覚君） 協定がいいのか、随意契約という表記がいいのかという御質問でございますが、今回、まさに事業団とは随意契約という協定書を締結するという事務手続をとりますので、議案名につきましても、それに基づいた議案名とさせていただいたというところでございます。

あと、今回の電気設備工事がそもそもそれほど特殊な工事ではないかということでございますが、今回の電気設備工事の一番のポイントになるのは、今現在運用している処理場を稼働させながら新しく更新していくというところが大きなポイントかと考えております。

そういったことも踏まえまして、当初から事業団のほうにも契約してきた中で、現場についても精通しているということで協定のほうを結びさせていただきたいというふうに考えております。

それから、協定を結ぶことに発生します、今、マージンはというふうにおっしゃいましたが、これにつきましてはいわゆる管理諸費という形でお支払いします。今回、総額で2億3,340万円ということで、それに相当しますのは全体の約6.5%に当たります1,507万8,000円というふうに計上しております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

日程第 9 報告第 1 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 10 報告第 2 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 11 報告第 3 号 平成 30 年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成 29 年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

○議長（伊藤好博君） 続きまして、日程第 9、報告第 1 号から日程第 11、報告第 3 号までの 3 議案を一括上程し、議題といたします。

上程しました議会議件名を事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ただいま議題といたしました報告案件につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明をお聞きいただき、御精読のことと存じます。よって、これより報告案件の質疑に入ります。

初めに、報告第1号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 民生費、児童福祉費の中部幼稚園・保育園改修工事ですが、金額3,530万6,000円から翌年度繰り越しが1,128万円減額の2,402万6,000円になっているんですが、この減額理由について教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） こちらは中部幼稚園・保育園の改修工事に伴いまして、前払い金を支払った関係でその差額分が生じていまして、その前払い金を差し引いた分を繰り越しているということでございます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、報告第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、質疑があります方は御発言願います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、報告第3号、平成30年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、質疑があります方は御発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上、報告第1号から報告第3号までの3議案は、地方自治法施行令第146条の第2項及び第150条第3項並びに地方自治法243条の3第2項の規定に基づく報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

**午前11時16分散会**

○議長（伊藤好博君） 議員の皆様には、慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々には、大変御苦勞さんでした。

なお、最終日は6月15日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆さん、大変御苦勞さんでございました。